

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)	(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)
第11条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する <u>条例第9条の2</u> の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。	第11条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する <u>条例第9条の2の2</u> の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。